

生活保護制度について

東海大学八王子病院

ソーシャルワーカー

塩田 哲也

生活保護法の目的

1. 日本国憲法第25条に規定されている生存権の保障を国が実体的に具現化したもの。
「すべての国民は、健康的で文化的な最低減の生活を営む権利を有する」
2. 「国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(生活保護法第1条)



基本原理1

1. 国家責任による最低生活保障の原理

(国家責任の原理)

2. 無差別平等の原理

生活困窮者の信条、性別、社会的身分等による優先的又は差別的な取り扱いを行うことや、生活困窮に陥った原因による差別を否定している。

基本原理2

3.健康で文化的な最低限生活保障の原理

健康で文化的な水準を維持することができるもの。

4.保護の補足性の原理

生活に困窮するものが、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用すること。

資産・能力・扶養の優先・他法の優先。

保護の原則

1. 申請保護の原則

申請者は要保護者、その扶養義務者、扶養義務者以外の同居者。

保護実施機関の職権保護によって、申請なくとも適切な処置を行う。

資産の活用

1. 土地家屋，家具などは，現実に最低生活の維持のために活用されており，処分するよりも保有しているほうが生活維持及び自立の助長に実効性が認められるものは処分しなくてよいこと。（急迫保護）
2. 土地家屋も，処分価値と利用価値を比較し，処分価値が著しく大きいもの以外は保有が認められる。
3. 自動車は原則認められないが，身体障害者や山間へき地などに居住する者が，自動車による以外に通勤する方法がないか，あるいは通勤することが極めて困難な場合には保有が認められる。

扶養義務の履行

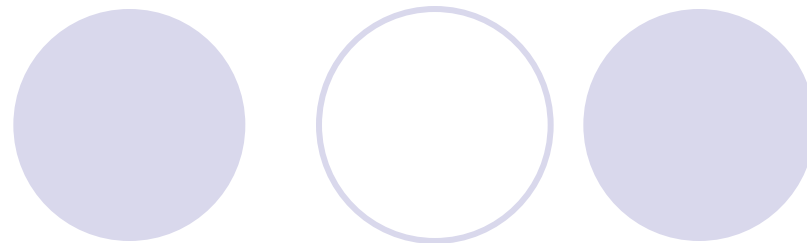
民法上の扶養義務者の扶養義務の履行を保護は優先させることになっている。

特に夫婦間及び未成熟の子（義務教育終了前の子）に対する親には、極めて強い扶養義務が課せられている。

保護基準

1. 保護は，厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし，そのうち，その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う（第8条）。
2. 年齢別（12区分），世帯人別（1人から4人及び5人以上の5区分），級地別（全国の市町村を1級地-1，1級地-2から3級地までの6区分）

必要即応の原則 世帯単位の原則



1. 必要即応の原則

2. 世帯単位の原則

保護は世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。同一の住居に、生計を一つとしている者の集まり。

保護の内容

- 生活扶助
- 住宅扶助
- 教育扶助
- 介助扶助
- 医療扶助
- 出産扶助
- 生業扶助
- 葬祭扶助

就労支援と収入認定

生業扶助：生業費や技能習得費，就職支度金
検診命令による稼働能力の有無の確認

収入認定と控除

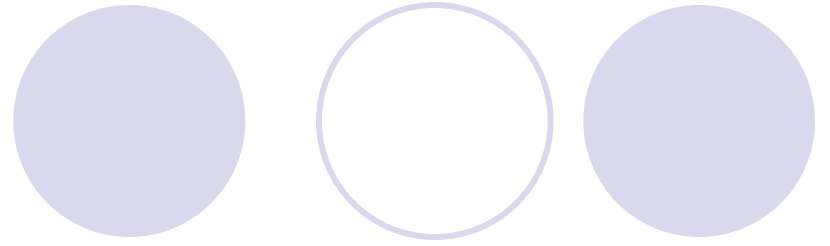
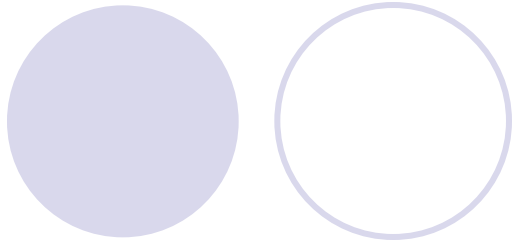
基礎控除

特別控除

新規就労控除

未成年者控除

必要経費



ご清聴いただきまして、ありがとうございました。